

平成19年 第三回清掃労組要請回答

平成19年9月3日（月）16:00～

16階 16C会議室

<人事委員会 事務局長>

要請の趣旨については、承りました。

まず、「要請項目1 特別区職員の処遇改善に向けた勧告」についてですが、公民較差の算定につきましては、同種・同等比較の原則の下で、広く民間事業所の給与の状況を公務に反映させる趣旨から、比較対象企業規模を昨年から50人以上に拡大しました。本年も、この趣旨を踏まえ、精確な公民比較に努めてまいります。

私どもは、現在、公民較差、特別給、民間における給与の改定状況などについて、鋭意、集計・分析作業を進めております。本年の給料表の改定や較差の配分については、今後、集計・分析結果を踏まえ、検討していきます。

また、非常勤職員等の処遇につきましては、人事院は、本年の勧告におきまして、その適正化について言及しております。私どもは、区と国の非常勤職員の設置根拠の違いなどを踏まえながら、検討していきます。

次に、「要請項目2 所定勤務時間の短縮」についてですが、国や他団体の動向も勘案しながら、本年の勧告に向けて十分に調査検討を行っていきたいと考えています。

次に、「要請項目3 年間総労働時間の短縮」と「要請項目4 育児や介護などをする職員の支援策拡充」についてですが、いずれも昨年の勧告意見においても言及しましたとおり、重要な課題であると認識しています。今後とも、職員が安心して公務に励むことができる環境整備に向けて、十分に調査検討を行うとともに、必要に応じて、意見の申し出を行っていきたいと考えています。

現在、民間給与調査、職員給与調査ともに集計・分析作業中のため、現時点では皆さんの要請に対して具体的にお話しできる状況ではございませんが、諸般の課題につきましては、鋭意検討を進めています。

なお、本日の要請の趣旨については、委員にお伝えします。

私からは以上です。

<清掃労組>

ただいま、みなさんから私どもの要請に対する回答を頂きました。

まず、要請項目1点目の「特別区職員の処遇改善に向けた勧告」の回答ですが、

昨年から比較対象企業規模を50人以上に拡大しましたが、比較対象企業規模を拡大したことについて、未だ私どもが納得できる回答を頂いておりません。昨年から申し上げているように、単に国の圧力に屈し、特別区人事委員会としての役目を放棄し、人事院に追随したものであり到底容認できません。比較対象企業規模については100人以上に戻すか、白紙にした上で、私どもの考え方も踏まえた上で検討するよう強く要請いたします。

また、較差が生じた場合、その配分については、私どもの意見を反映した対応を図ることを改めて申し上げておきます。

次に、非常勤職員等の処遇についてですが、正規職員も非常勤職員も職務の内容に大きな違いがない限り、同一労働同一賃金や同一価値労働同一賃金の原則を踏まえた取り扱いを強く求めます。同じ任命権者の下において賃金という典型的な労働条件について職員の身分形態の違いによってのみ賃金そのものを変えてしまうという、憲法や労働基準法、さらには地方公務員法などにも明文化されている、「均等待遇」や「平等取扱の原則」に抵触する取扱いは許されるものではありません。「労働基準法第3条の均等待遇」「地方公務員法第13条の平等取扱の原則」は「日本国憲法第14条の法の下での平等」から見ても遵守されるべきです。労働基準法第3条及び地方公務員法第13条に違反した者に対してはそれぞれ罰則も定められています。

要請項目2点目の「**所定勤務時間の短縮**」の回答については是非とも本年の勸

告に盛り込まれるよう強く要請しておきます。地公法第 24 条 3 項の趣旨を踏まえた対応とは、単に「国や他団体の動向」のみを指しているのではなく、後段にある「その他の事情を考慮して」を指して要請したものです。清掃職場の作業実態、過酷な労働環境の改善は待ったなしの状況です。このことを十分に踏まえ、対応を図るよう改めて申し上げておきます。

要請項目の 3 点目の「年間総労働時間の短縮」及び 4 点目の「育児や介護などをする職員の支援策拡充」に対する回答についてですが、いずれも昨年の勧告・意見においても言及されています。現行のような労働環境では、今後、益々少子高齢化社会に向かって加速する状況にあります。時間的にゆとりのある生活や育児・介護等における社会的な支援、経済的支援等を拡充し安心して子育てができる環境を整備することが、突き進む少子高齢化社会の歯止めになることは疑う余地がありません。従って、早急に何らかの対応を図ることを要請いたします。

最後に、本年の勧告を行うにあたっては、職員の期待や希望を損なうことのないよう、安心して職務に精励できる職場の環境整備に向けた勧告を行うよう強く要請いたします。

以 上